

これまでの裁判員裁判について（雑感）

仙台高等検察庁検事長 岩村 修

裁判員裁判が始まって、はや一年半になる。一周年に際し最高検は、概況を公表し「（制度は）概ね順調に推移している」旨の認識を示した。東北でも、本年10月末時点で74名に判決が言い渡され、検察官控訴も一例のみで、同様に概ね順調である。この機会に、思いつくままの個人的な印象を若干述べてみたい。

- 一 まず事実認定については、「事案の実態をよく見ている、常識的な判断である」という印象である。納得のいく事実認定は刑事裁判の要であり、制度定着を左右するから、今後もの確な事実認定に向け最大限の努力が法曹三者に求められよう。
- 二 次に量刑面では、「重いものは重く、軽いものは軽くというメリハリのある判断がなされている」との印象である。実刑につき、求刑どおりの判決がしばしばであることも特徴のようである。例えば、福島地裁では、郡山支部を合わせ17名のうち4名が求刑どおりの判決を受けた。求刑を上回る判決も把握した限りで全国に6例ある。求刑方針に変わりはなく、検察官主張の量刑事情に割り引くべきものがなければ、求刑をそのまま受け入れるということかもしれない。そのような中、説得力のある説明ができないような事情は論告で言及しないという方向にある。受容されないと、かえって刑を減じる要素になりかねない。この点は弁護人にも当てはまる。例えば「反省の情顕著」と主張しても、具体的な根拠を示さない型どおりのものだと、逆効果になりかねない。不合理な弁解が排斥されたときも、被告人に厳しく跳ね返る傾向にあるように思う。先日ある新聞に、性犯罪の事件で「被告人が不自然不合理な弁解に終始した結果、二人の被害者が公判での証言を余儀なくされ、二次被害を受けた」と指摘して求刑どおり10年の判決が下されたという記事があった。弁護側の自由な主張・立証の観点からは、悩ましい指摘であろう。一方で、家庭内の殺傷事件など内向きの事案では、同情すべき点があれば求刑を大幅に下回る例も多い。要は、被告人や被害者その「人となり」を見ているということであろう。

三 手続面では、裁判員と裁判官との違いを前提とした変容が気になる。ある地裁で判決のあった侵入盗・放火事件で、放火が理由中で無罪となった。家人不在であった五時間余の間に侵入して現金若干を盗んだ上、灯油を撒いて放火したとされる事案で、被告人の同種前科を事実認定の証拠に使えるかが問題となった。この被告人は、本件の十数年前、短期間に多数回の放火を繰り返し、いずれも空き巣に伴うもので、長期受刑し、出所後間もなく本件に及んだようである。空き巣は認めたが、放火を否認したため、検察は、空き巣に伴う放火である点に加え、いずれもストーブ内に残っていた灯油を使う点で態様が特異的に共通であるとして、犯人性立証に前科を用いようとした。対する裁判所は、「本件の手口は特殊でなく、前科によって犯人性立証を許す場合に当たらない」とした上、家人不在であった五時間余は「わずかな時間ではなく、第三者が侵入して放火した可能性を否定できない」と判示した。その当否を論じるつもりはないが、「裁判員制度の下における大型否認事件の審理の在り方」と題する司法研究報告に、「（証拠の）必要性の概念は、職業裁判官のみを前提としたものではなく、法律専門家以外の者も加わったという審理の特性を踏まえたものでなければならない。当該証拠を調べることで裁判員がこれを過大評価し、かえって誤った判断を招く危険がある場合、必要性判断において考慮すべきではなかろう

か」とある。本件の証拠採否判断の背景に同様の考えがあったとすれば、首を傾げる。事実認定作業は、もとより経験則や常識を働かせるものであり、裁判官と一般国民にさしたる差、優劣はないはずである。この事案でも、無用な老婆心の前に、むしろ裁判員がどのように受け止め評価するのか、その多様な市民感覚に期待するのが筋で、制度趣旨にも合うように思う。記者会見で裁判員の一人が「(前科が証拠として)採用されていれば、反対の結論になっただろう」と述べたという。そうであるかはともかく、裁判員が、裁判官とは一味違った豊かな常識を備えており、質が高く賢明であることは、大方の認識するところであろう。目線を下げ、裁判員の良識や賢明さにもっと高い信頼を置いてよいのではないか。

ほかにも併合の在り方など、裁判員の力量、資質や役割をどうみるのかによって結論が違ってくる問題にぶつかる。重要な分岐点である。私自身は、裁判員に対する信頼を基本にし、国民に対しては「裁判は難しく大変であるが、だからこそ力を貸してもらいたい」と願うのが実態に合うし裁判員の意欲にもつながるのではないかとかねてより思っている。今後、いろんな局面、いろんな事例の集積の中で議論が深まるのを期待したい。